

改定箇所を下線で表記しています

本市における新型コロナウイルス感染症の発生を 受けての当面の対応方針について

令和2年4月 6日
(令和2年4月 8日改定)
(令和2年4月14日改定)
(令和2年4月17日改定)
(令和2年4月24日改定)

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

〔趣 旨〕

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、市対策本部において方針を定め対応してきたところ。

令和2年4月5日、本市内においても感染者が確認され、本市が政府の専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）で報告されている「感染確認地域」に該当することとなったことから、これを踏まえ、学校の運営やイベント、市所有施設の管理などについて、新たな方針を定める。

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には実施すべき区域が全都道府県に拡大された。これを受け、山形県では4月22日に特措法第45条第1項に基づく外出の自粛要請（4月17日から5月10日まで）を行うとともに、第24条第9項に基づく企業等の営業自粛（4月25日から5月10日まで）を要請した。

また、本市内においても感染者の発生が続いていること等を踏まえ、本方針を必要に応じ改定し対応する。

〔対応の基本方針〕

1. 市民及び行政の行動変容

市民の皆様に以下の3つの行動をお願いし、周知を図る。

- ① 不要不急の外出を避けてください。特に繁華街の接客を伴う飲食店への外出はしないでください。
- ② 県内を含む感染が発生している地域との交流や都道府県をまたいだ移動を自粛してください。
- ③ 「三つの密」※を避けることを徹底してください。
(※三つの密を避ける取り組み内容は別紙1を参照ください)

2. 小中学校等の取り扱いについて

(1) 小中学校の始業時期について

始業時期については、5月11日以降とする。始業に当たっては、別紙1の対策とともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するものとする。

(2) 新学期に向けた対応について

各学校の年間計画に基づいて、通常の授業は5月11日以降行うものとする。入学式(始業式)については、5月7日または8日に行うものとする。その場合にあつては、式典の内容を精選し、時間を短縮するとともに、参加者については、新入生及びその保護者、教職員、必要最小限の在校生とする。

(3) 部活動について

部活動の実施については、4月6日から中止とし、再開は5月11日以降とする。

3. 市が所管する施設の休館について

不特定多数が利用する市が所管する施設等においては、原則4月6日から休館とし、再開時期については、5月11日以降とする。

ただし、「行政事務及び市民相談窓口などのサービス機能に係るもの」、「社会生活を維持する上で必要なもの」並びに「特措法に基づき休止要請することができる施設以外で、屋外施設等で三密の状態が明らかに回避できるもの」を除く。

4. 市が主催するイベント等の取り扱いについて

(1) 本市主催の全国規模の大規模イベント等の取り扱いについて

本市主催の大規模イベント等については、原則、5月10日まで中止または延期とする。

5月11日以降に実施する場合は、市内での新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。これらの場合、別紙1の取組の徹底に加え、別紙2及び別紙3に取り組みなければならない。

(2) 市が主催するその他のイベント等の取り扱いについて

- ① 本市主催の「全国規模の大規模イベント等」には該当しないその他のイベント等については、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。
- ② 基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象としたイベント等については、感染した場合に重症化するリスクが高いため、当面、中止または延期とする。

(3) 民間団体等が主催者のイベント等

市が主催するイベント等の取り扱いの考え方を情報提供し、必要に応じ助言を行い、まん延の防止の対策を講じた上で開催が実施できるよう、民間団体等の主体的な検討対応を促し、最終的には主催者の判断を尊重する。

5. 市民・職員等を派遣する事業

感染が確認されている国・地域へ職員等を派遣する事業については、3月31日まで見合わせすることとしていたところ。

新年度4月1日以降については、当面の間、見合わせとする。

やむを得ず、必要な出張等については、市対策本部判定会議の承認を得たうえで、マスク着用や手洗い等の対策の徹底を前提として可能とする。

6. その他

改正新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部や県の動向、特に緊急事態宣言等の情報に更に注視し、必要に応じ本指針の見直しを行う。

また、本市の経済・生活への影響等に対する情報収集に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。

鶴岡市主催イベント等における「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容

1 密閉（換気の悪い密閉空間）対策

- 換気設備の適切な運転、点検を実施し、換気機能がない施設においては、窓や扉を開けながらの対応とする。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- 1時間に1～2回程度の定期的な換気を励行する。
(3/24付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)

2 密集（多くの人々が密集する場所）対策

- お互いの距離を1～2m程度あける
(3/24付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)
- 会場に入る定員をいつもより少なく定める。(座席等の間隔をとるよう促す)
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- 大規模イベント等については、誘導員を配置し、人を密集させないため、入退場に時間差を設けたり、通路に誘導のためのラインを引くなどの工夫を行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

3 密接（近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)）対策

- 人が集まる場での対策
 - ・声を出す機会の多い場面はマスクを着用させる。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

鶴岡市主催の大規模イベント等における「人があつまる場の前後も含めた適切な感染予防」の具体的な取組内容

1、集団感染予防への対応

- ・「過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方」や「感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方」は、参加を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベントの案内等を送付する際にチラシを同封したり、入場前の入り口や窓口にポスターやチラシを設置し周知を行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- ・参加者に対し、事前に体温の測定ならびに症状の有無を自ら確認し、具合の悪い場合は参加を認めないことを、上記の要領で周知を徹底する。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- ・非接触式体温計による対応が可能な場合については、できる限り、参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

2、イベント時の手洗い環境

- ・アルコール消毒液を入退場口等に設置する。
(「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)
- ・会場に入る際の手洗い実施、イベントの途中においても適宜手洗いができる場の確保。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

3、消毒及び清掃

- ・参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含むもので定期的にふき取りを行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

鶴岡市主催の大規模イベント等における「感染が発生した場合の参加者への確実な連絡方法の確保」の具体的な取組内容

1、参加者の連絡体制

- ・屋内でのイベントについては、参加者の中に感染者が出た場合の対応として、受付で来場者受付簿を作成する。なお、入場券の主催者控え（半券）に記入してもらうことも可とする。
- ・記入する項目は、氏名、住所、連絡先（電話番号）とする。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
→人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- ・屋外のイベントについては、不特定多数の者が参加する形式を変更し、事前に参加者を特定できるようにイベントの内容をできる限り見直す。その上で、当日事前登録のない入場者を把握できる出入口を設置し、可能なかぎり屋内と同様の対応に努める。

令和 2 年 4 月 22 日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

各市町村
新型コロナウイルス感染症対策本部長 殿

山形県
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉 村 美栄子

ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する営業自粛等の取組みについて

日ごろ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大な御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

山形県における新型コロナウイルス感染者は、3月31日に1例目が確認されて以降、連日感染者が確認され、急激に、また、広範囲に広がっております。4月16日には、本県も政府による緊急事態宣言の対象区域となり、感染拡大防止の取組みを強力に進める必要があります。

県内の感染状況をみますと、他県との往来者が起因となって接触者に感染が拡大している状況です。県民の命と健康を守るためには、県民の不要不急の外出自粛はもとより、県外との往来を抑制することで、これ以上の感染拡大を阻止することが必要です。

そのため、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部では、生活の維持に必要な場合を除き、3密（密閉・密集・密接）が起きやすい業態や県外との往来に関係する業態の事業所（別紙参照）にあっては、従業員の安全を守るという観点も含め、ゴールデンウィーク期間中（4月25日～5月10日）の営業自粛や夜間営業の自粛について、御協力をいただくことといたしました。

つきましては、貴自治体におかれましても、この趣旨を踏まえ、貴自治体内の住民に対して周知いただくとともに、引き続き、感染拡大防止対策の取組みについてお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた事業者には、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討を支援することとしておりますので、併せてお知らせいたします。

別紙

1 要請期間 4月25日(土)から5月10日(日)

2 対象施設及び要請内容

施設の種類	内 訳	要請内容
○3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態		
飲食店等 ※	飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等	夜間営業(午後8時以降)の自粛
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、漫画喫茶、ネットカフェ、カラオケボックス、個室ビデオ店、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等	営業自粛
映画館等	映画館、劇場、ライブハウス等	営業自粛
屋内運動施設	運動施設(屋内プール等)、ボウリング場、スポーツクラブ等	営業自粛
○県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態		
宿泊施設 ※	ホテル、旅館等	営業自粛
観光地・温泉地にある店舗 ※	飲食店(昼間の営業のみも含む)、お土産屋等	営業自粛
立寄施設 ※	ドライブイン、道の駅、お土産屋、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地等	営業自粛
屋外運動施設 ※	ゴルフ場	営業自粛
旅行業 ※	旅行業者(旅行代理店)	営業自粛
交通等 ※	貸切バス、旅客船(舟下り等)、ロープウェイ等	営業自粛

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に該当しない施設等を一部含む

3 「緊急経営改善支援金」の創設(案)

営業自粛等に協力する県内事業者に対し、緊急経営改善支援金として、個人事業者10万円(施設等を賃借している場合は20万円)、法人20万円を支援する。

○ 支援金等に係る相談窓口

産業労働部商工産業政策課 023-630-3151、2360

期間 令和2年4月22日(水)～当分の間

※5月10日(日)までは、土・日・祝日を含む

時間 午前8時30分～午後5時15分

なお、支援金の申請方法については、追って県のホームページで公表しますが、申請開始時期は、要請期間の自粛後、5月11日(月)以後を予定(事後申請方式)しております。